

駒ヶ根市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和3年4月策定

令和4年4月更新

1. 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの位置づけ・目的

住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、駒ヶ根市耐震改修促進計画の別紙として位置づけ、市内全域を対象とする住宅所有者へ耐震化の普及啓発に関する取組みを重点的かつ計画的に推進することにより、本市における住宅の耐震化率向上を図ることを目的とする。

2. 緊急耐震重点区域の設定

駒ヶ根市耐震改修促進計画に定める住宅耐震化率の目標達成のためには、市内全地区に存在する住宅の耐震化の促進が急務であることから、市内全域を緊急耐震重点地区に指定する。

3. 対象建築物

新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された個人が所有し、現に居住する木造戸建て住宅（賃貸住宅を除く）

4. 取組期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

※「駒ヶ根市耐震改修促進計画（第Ⅲ期）」の計画期間とする。

5. 取組内容

（1）戸別訪問等の実施

過去耐震診断実施者等に対して戸別訪問又はダイレクトメールによる住宅耐震化の重要性や市の補助制度などの普及啓発を実施する。

（2）その他の普及啓発の実施

戸別訪問と併せて、リーフレットの作成・配布や、一般住民向けの展示、広報誌などによる普及啓発を継続して実施する。

(3) 関係機関・団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発の実施については、長野県や長野県建築士事務所協会と連携して取組む。また、耐震改修事業者向け講習会への参加周知を図るとともに、耐震改修事業者リストを作成し公表する。

(4) 耐震化に係る支援の拡充

国及び県の支援制度との同調による住宅耐震補助事業の支援強化の検討を行う。

6. 実績の公表

年度毎の訪問戸数、耐震診断・耐震改修の実績を市のホームページや広報誌に公表する。

7. 取組目標・実績

【令和4年度の取組目標】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 **15戸**
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 **10戸**
- (3) 過去耐震診断実施者及び旧耐震基準住宅所有者に対する戸別訪問又はダイレクトメールなどの送付
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表

【令和3年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 **24戸**
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 **11戸**
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 **200戸**
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの更新・公表

<参考>「駒ヶ根市耐震改修促進計画（第Ⅱ期）」の計画期間における実績

【令和2年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 18戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 5戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 212戸
- (4) 耐震改修事業者に対する講習会への参加周知
- (5) 耐震改修事業者リストの作成・公表

【令和元年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 14戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 5戸
- (3) 旧耐震基準住宅所有者に対するダイレクトメール送付戸数 297戸

【平成30年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 7戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 6戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対するダイレクトメール送付戸数 39戸

【平成29年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 6戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 7戸

【平成28年度の実績】

- (1) 住宅に対する耐震診断費補助戸数 6戸
- (2) 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数 0戸
- (3) 過去耐震診断実施者に対するダイレクトメール送付戸数 35戸
- (4) 住まい・建物の「耐震化」個別相談会の実施（長野県及び長野建築士事務所協会との共催）